# 宮城県の給与・定員管理等について

### 1 総括

# (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
	(26年1月1日)	A		В	B/A	24年度の人件費率
25年度	人	千円	千円	千円	%	%
	2,329,439	1,531,353,309	28,245,160	254,404,485	16.6	14.9

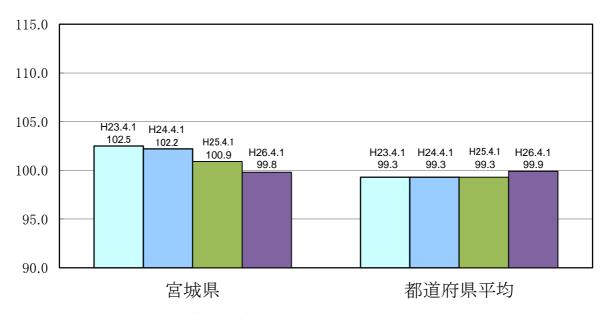
# (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	給 与 費			
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
25年度	人	千円	千円	千円	千円
	27,422	118,684,296	23,579,802	45,367,307	187,631,405

(参考)一人当た	(参考)都道府県平均
り給与費 B/A	一人当たり給与費
千円	千円
6,842	6,875

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

# (3) ラスパイレス指数の状況



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

<b>※</b>	平成26年4月1日のラスパイレス指数が,①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合,②3年連続で
	上昇している場合,③100を超えている場合について,その理由及び改善の見込み

	工弁している場合、例100を超んでいる場合について、この程由及び収合の光色の
ı	
-	

### (4) 給与改定の状況

### ① 月例給

	人事委員会の勧告					
区分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率	
	A	В	A-B	(改定率)		
26年度	円	円	円	%	%	
	370,233	369,149	1,084	0.28	0.28	
			(0.29%)			

(参考) 国の改定率
0.27

(注) 「民間給与」, 「公務員給与」は, 人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

#### ② 特別給(期末・勤勉手当)

الادرد ادار								
		人事委員	会の勧告					
区分	民間の支給割合	公務員の支給月数	較差	勧告	年間支給月数			
	A	В	A-B	(改定月数)				
26年度	月	月	月	月	月			
	3.98	3.95	0.03	0.05	4.00			

(参考)
国の年間支給月数
月
4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合,「公務員の支給月数」 は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

### 【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては,俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し 等に取り組むとされている。

#### ①給料表の見直し

### [ 実施 ]

### (給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

行政職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給にかかる号俸については据え置き、3級以上の級の高位号俸については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施(医療職給料表(一)を除く)。

### ②地域手当の見直し

#### (支給割合)

### 国基準の支給割合の範囲内で支給

支給対象地域	宮城県の支給割合		国基準の支給割合	
<b>人</b> 和	H26.4.1	H27.4.1	H27.4.1	H30.4.1
東京都千代田区	18 %	18 %	18 %	20 %
大阪府大阪市	15 %	15 %	15 %	16 %
愛知県名古屋市	12 %	13 %	13 %	15 %
宮城県仙台市	4.5 %	4.5 %	6 %	6 %
宮城県多賀城市		2 %	5 %	10 %
宮城県名取市			3 %	3 %
宮城県宮城郡利府町	1.5 %	1.5 %	3 70	3 70
宮城県黒川郡富谷町		1.5 %	4 %	6 %
上記以外の県内市町村			0 %	0 %

#### (実施時期)

平成27年4月1日

# ③その他の見直し

単身赴任手当の加算額及び管理職員特別勤務手当について,国と同様に見直しを実施。 (平成27年4月1日実施)

# (6) 特記事項

給料等の減額措置(平成26年4月1日現在)

区分	減額内容				
<b>丛</b> ガ	給料等		手 当		
知事	給料	5%			
副知事	IJ	4%			
議長	議員報酬				
副議長	IJ				
議員	IJ				
一般職員	給料		管理職手当 5~3%		